

固定資産税の手続き等について

問 財務課 資産税係 ☎62-9124

● 固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、富士見町内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に課税されます。

○ 固定資産の定義

土 地	宅地・田・畠・山林・原野・雑種地など
家 屋	基礎があり土地に定着しているもの 屋根および周壁で三方が囲われ、外界から遮断された空間があるもの 居住・作業・貯蔵などの用途に使用可能なもの
償却資産	事業に使用している機械・備品・家屋とならない構築物など

○ 税額の算出方法 …… 固定資産の課税標準額 × 1.4%（税率）＝ 固定資産税額

○ 免 稅 点 …… 町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	家 屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

● 固定資産税の主な届出、申請等について

固定資産税に関して令和元年中に次のような事由が発生した場合には、令和2年1月末日までに届出書や申請書等を提出してください。なお、各様式は町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）からもダウンロードできますので、ご利用ください。

No.	届 出 書 等 の 名 称	提 出 す る 主 な 事 由
1	相続人代表者指定（変更）届出書	固定資産の所有者が亡くなったとき（※）
2	町税減免申請書	貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき
3	新築（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	新築住宅の減額を受けるとき
4	認定長期優良（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書	長期優良住宅の減額を受けるとき (県が発行した認定通知書の写しを添付)
5	住宅用地適用（異動）申告書	新築等で住宅用地特例の適用を受けるときや、住宅用地の所有者等が変更となったとき
6	納税管理人（変更）申告書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人から選任するとき
7	納税管理人（変更）承認申請書	海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人から選任するとき
8	未登記家屋所有者変更届出書	登記されていない家屋の所有者が売買・相続・贈与等により変更となったとき
9	家屋滅失届出書	家屋の一部または全部を解体・除却したとき
10	土地現況地目・家屋用途変更届	土地・家屋の利用状況が変更となったとき
11	償却資産申告書	毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告するとき

※『相続人代表者指定（変更）届出書』の様式は、富士見町に死亡届を提出した親族の方にお渡ししています。

町外で死亡届を提出した場合は、財務課 資産税係（1階④番窓口）までご連絡ください。